

第3回 プラットフォームエコノミクス研究会

議事要旨

日時：令和4年8月19日（金）9時00分～11時00分

場所：オンライン開催

出席者

メンバー：安達委員、依田委員、市橋委員、大木委員、黒田委員、善如委員、安井委員

ゲスト：

オブザーバー：伊永大輔氏（東京都立大学大学院法学政治学研究科）、佐藤進氏（一橋大学経済研究所）、得津晶氏（一橋大学大学院法学研究科）

経済産業省情報経済課、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、総務省情報通信政策課、消費者庁消費者政策課、公正取引委員会デジタル市場企画調査室、公正取引委員会競争政策研究センター事務局

議事概要

1. 論文 "Data Collection by an Informed Seller" の報告

- 市橋委員より、上記論文について報告がなされた（資料1）。概要は以下のとおり。
 - ✓ デジタルエコノミーでは個人情報の収集・生成が頻繁に行われており、個人情報が収集されていること、あるいは個人情報がどのように収集されているかについて、企業と消費者の理解は同等ではなく非対称である。この論文では、この非対称性について売り手企業と消費者の行動をモデル化し、分析している。
 - ✓ 企業が消費者よりも財の価値に関する情報を私的に多く持っている場合、企業が価格付けのために用いる完全なデータを消費者に要求すると、消費者は企業のデータ要求は過剰であり、価格を高く設定し、余剰を奪うためにデータを要求していると疑ってデータ提供を拒否し、財の分配は非効率になる。
 - ✓ 企業が部分的なデータを要求する場合、その企業がデータを割引等の消費者を利する目的で利用する確率が高ければ消費者はデータを提供する状況が起こりうるが、財の価値よりも高い価格を設定し、消費者余剰が減る可能性があるため財の分配は非効率になる。ただし、データ提供を拒否する場合は消費者余剰が大きい。
 - ✓ 消費者による情報提供のコントロール権に加え、企業の私的情報をなくす透明性を高めるような規制を組み合わせることで、均衡が効率的になり、消費者余剰は増大すると考えられる。
- 報告後、データ活用の透明性と情報の非対称性等についての意見交換が行われた。

2. 自己優遇に関する報告及びディスカッション

ープラットフォームによる自己優遇に関する経済学文献のレビューの報告

- 善如委員より、上記レビュー（資料2）について報告がなされた。概要は以下のとおり。
 - ✓ 当該レビューは、Google、Apple、Amazon等の「二重の立場を有するプラットフォーム」による自社製品・サービスの販売、およびそれらを優遇する行為に関して、既存研究をレビューすることを目的に行われた。
 - ✓ 成果として、「二重の立場を有するプラットフォーム」による検索結果の表示順の操作やデータ活用等の自己優遇が、消費者・社会に与える影響は自己優遇の形態や市場環境によって大きく異なり、競争・規制当局は、判断のために必要な情報を取得し、その下で適切な政策的意思決定を行う必要があることが明らかになった。
 - ✓ 現状、取得可能なデータが限られていることから、理論研究が多く、実証研究が限定的であることが課題として挙げられる。
- 報告後、プラットフォームによる自己優遇についての意見交換が行われた。

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639